

障害福祉サービス事業者等 運営指導における 主な指導事項等について

令和7年3月

千葉市保健福祉局

保健福祉総務課監査指導室

0 はじめに

本市の運営指導にご協力いただき、ありがとうございます。
過年度における主な指導事項は下記のとおりですので、参考としてください。

1 運営

- | | | | |
|---------|-----|------------|-----|
| ①運営規程 | …P3 | ②個別支援計画の作成 | …P4 |
| ③非常災害対策 | …P5 | ④工賃 | …P6 |
| ⑤会計の区分 | …P7 | ⑥委員会・研修等 | …P8 |

2 報酬 加算 …P10

1 運営（①運営規程）

○運営規程において実態との不整合があった。

- 指定障害福祉サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

→重要事項説明書、利用者が発行している領収書等と整合していない。

- 営業日及び営業時間

→重要事項説明書と整合していない。

※ 運営規程を変更した場合は、障害福祉サービス課に届出をお願いします。

1 運営(②個別支援計画の作成)

○個別支援計画の作成過程に不備があった。

- 個別支援計画の見直しの頻度が6月を超えている
- 個別支援計画の作成に係る会議に利用者本人が参加していない
- 作成した計画を指定特定相談事業者等に交付していない
- 記録が不十分

※ 個別支援計画の作成が適切に行われていない場合、「個別支援計画未作成減算」が適用される可能性があります。

1 運営(③非常災害対策)

○避難・救出等の訓練の内容が不十分だった。

- 定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施していない
- 風水害・夜間を想定していない
- 記録が不十分

1 運営(④工賃)

○工賃の支払い状況に不備があった。

→生産活動に係る「事業収入」から「必要経費」を控除した額を支払うこととし、自立支援給付を充てないこと。

(※就労継続支援B型のみ)

○利用者への通知が不十分だった。

- 年度ごとに設定した目標水準
- 前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額

1 運営(⑤会計の区分)

○事業所・サービス種類ごとに会計が区分されていない。

- 法人全体ではなく、当該事業所の計算書類が必要。
- 就労支援事業※においては、「就労支援事業会計処理基準」に基づき、事業所ごとの会計を区分すること。

※就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型

1 運営(⑥委員会・研修等 1)

○定められた委員会や研修等について、明確な実施記録がなかった。

○研修は実施しているが、訓練は未実施だった。

※詳細については次頁を参考にしてください。

1 運営(⑥委員会・研修等 2)

| | | |
|-------------------------|-----------|------------------------|
| 資質向上研修 | | ○ |
| 身体的拘束等の適正化★ | 指針の整備 | ○ |
| | 委員会の開催 | 年1回 |
| | 研修の実施 | 年1回 |
| 虐待防止★ | 委員会の開催 | 年1回 |
| | 研修の実施 | 年1回 |
| | 担当者の配置 | ○ |
| 感染症又は食中毒の予防 及びまん延の防止 | 指針の整備 | ○ |
| | 委員会の開催 | 3か月に1回 ※定着支援は6か月に1回 |
| | 研修及び訓練の実施 | 年2回 ※定着支援は年1回 |
| 業務継続計画★ | 計画の作成 | ○ |
| | 研修及び訓練の実施 | 年1回 |

※ ★について未実施の場合、減算となる可能性があります。

2 報酬(加算)

○加算算定の要件を満たしていない。

→加算の算定に際しては、必ず大臣告示等により算定要件の確認を慎重に行い、要件を満たしていることがわかる資料を保管。

- 介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件を満たしていない
- 欠席時対応加算における、連絡日、利用者の状況、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助の内容等の記録が不十分

おわりに

資料をご確認頂き、ありがとうございました。

各種関係法令、通知等を適宜ご確認頂き、適正な運営にご協力をお願いします。また、今後も引き続き本市の事業所等運営指導にご協力をお願いいたします。